第

298

묵



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 3月22日 水曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## <sup>△</sup> 阪神大震災への第2次特例税制の主な内容

Q:この度、政府は阪神大震災で被災した 住民や企業を対象とした税の減免・優遇措置 を決めたそうですが、どんな内容ですか。教 えてください。

A: 今回の措置は、前回の1994年分の所得税、住民税の選付を盛り込んだ2月20日施行の特例に次ぐ第2弾で主な内容は次のようになっています。

## (個人向け)

- ・家が倒壊しても6年間の住宅ローン控除期間が残っている場合には所得税控除が受けられる。
- ・住宅財形貯蓄、年金財形貯蓄を臨時に払い 出した場合でも非課税とされる。
- ・展災前に相続、贈与された財産への課税は 震災直後の価格に課税する。
- ・自治体や住宅、都市整備公団が被災地で行 う土地区画整理事業などに土地を譲渡する 場合、5000万円の特別控除を認める。
- ・ 
  展災で損壊した建物の建て直し、買い替え た物件の登記に関する登録免許税を免除す る。

## (企業向け)

- ・ 震災の損害分を前年度の損金に認め、すで に払った法人税を還付する。
- ・被災事業用資産の買換え、被災地以外の資産から被災地への買換えは原則非課税(既成市街地内へは譲渡益の20%に課税)する。
- ・被災した機械、建物を更新した場合には新 しい資産の特別償却を認める。

